平成28年6月20日 13時00分~15時00分

項目(質問者)	質 問 内 容	回 答 (回答者)
奈良県立病院機構について(井岡副委員長:自由民主党)	奈良県立病院機構の短期借入金の限度額を下方修正する 場合、議決は不要となるのか、再度確認したい。	3月16日に開催された2月議会の予算委員会において、井岡議員から「病院機構の短期借入金の限度額を引き下げる場合には、議会の議決が必要か」との質問をいただいたもの。その際、理事者側から、「引き下げの場合は議会の議決は必要無い」と答弁。しかし、一時借入金の引き下げの場合であっても、病院機構の中期計画の変更に該当するため、議会の議決は必要。この場をお借りして、答弁の訂正及びお詫びを申し上げたい。 (渡辺医療政策部長)
	借入限度額を80億円から40億円に引き下げる時期はいつ頃になるのか。	奈良県立病院機構は平成26年度に地方独立行政法人化され、初年度に約29億円の損失となっている。平成27年度決算についても、厳しい収支状況が続いており、2月議会において、短期借入金枠を40億円から80億円へ増額の議決をいただいたところ。病院機構は独立行政法人であるため、業務や決算の報告を原則事後にチェックする仕組みとなっており、これは、独法法人が権限と責任を持ち、自立性と独立性が尊重されるべきであり、過度に行政機関が介入しない趣旨であるが、県としては、現在の機構の経営状況を極めて深刻に捉えており、法人の設置者として、今後、機構の経営改善に積極的に関わって行くことを考えている。具体的には、昨年度末からは、県と機構と共同で、詳細な経営分析を続けている。さらに今後は、既存の県の附属機関である外部の評価委員会に、病院経営に精通した方々を臨時委員に任命し、経営改善検討チームを立ち上げ、経営改善計画を策定していただき、経営改善を加速させ、今年度上半期までには一定の方向性を得たいと考えている。得られた経営改善計画に基づき、今年度中に、病院機構に中期計画の変更を求め、誠実に経営改善計画に取り組んで頂きたいと考えている。そのため、先ずは、経営改善計画を策定しなければ、短期借入枠の上限引き下げの時期について、明確に申し上げられないところ。(野村病院マネジメント課長)

総合医療センターや西和医療センターなど、立地条件のいり場所で、初年度で29億円の赤字を出すことは、重大なことだと認識してもらわなければならない。独法になって議会が関与することが少なくなると同時に理事者側も関与が少なくなった。

一方、南奈良総合医療センターには企業長に現職の部長 ていきたいと考えるが、病院機構においてもV級の職員が、医大にも、現職の職員が理事として行かれて 手していただかないといけないと考えている。 27年度の決算が確定した後にも、いろいる

機構の場合、昨年度までは、理事は、ほとんど医師であり、今年度に入って、県職員OBが理事に就任されたところ。

独法に県が関与できるのは計画しかない。20年ほど前に高田市民病院が3億円の一借をしただけで、大騒ぎしたことがある。そんなことから比べると今回の一借の上限をあげたことはすごいこと。独法にした意味がないのではないか。独法をやめて県に返してもらう位の気持ちが必要ではないか。

議会で十分に精査する前に理事者から強い改善計画を、 知事の強いリーダーシップを発揮していただきたいと考え るがどうか。

いわば責任問題にも直結する事案だと思う。どの病院を 経営改善しなければならないのかはわからないが、大胆な 改革をしなければ、ましては新病院ができる段階なので、 影響がかなり大きいと思うので、経営陣の強い指導なり、 県からも部長級以上のものがいって、経営改善をするくら いの勢いがないとしんどいのではないか。

大幅な改革を、また新奈良ができるのでその辺も見据 え、対応をお願いしたい。 経営改善検討チームを立ち上げるにあたり、全国で自治体病院の 改善に関わった有識者の方々に、5月からヒアリングを実施してい るところ。これらの方々から、独法化して2年でこのような状況と いうのは、非常に厳しい評価をいただいているところ。

まったなしの改善が必要との認識の中で、機構に対して提案をしていきたいと考えるが、病院機構においてもいち早く経営改善に着手していただかないといけないと考えている。

27年度の決算が確定した後にも、いろいろとご報告、ご相談しなければならない部分がでてくると思うが、これは非常に重たい事案だと認識しており、気を引き締めて対応してまいりたい。

(渡辺医療政策部長)